

# 産前産後の年金計算は

## 国民年金第1号教えて

### 問

産前産後休業期間の年金保険料の免除ですが、当社には、厚生年金に加入する人、被扶養者、少数ですが国民年金第1号被保険者の人がいます。将来の年金額を計算するうえでは、どのように取り扱われるのでしょうか。

### 納付済期間として処理

### 答

産前産後休業期間は、社会保険（健保・厚年）の保険料の徴収を行わず（健保法159条の3、厚年法81条の2の2）、免除の期間中も被保険者資格（標準報酬月額）に変更はありません。将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。国民年金法でも、法88条の2で産前産後の保険料を納付することを要しないとしています。年金額の計算において、たとえば保険料全額免除期間は2分の1で計算するのに対して（法27条8号）、産前産後の期間は、保険料納付済期間（法5条1項）となり、全額納付したものとして扱われます。注意点としては、仮に法定免除や申請免除の状態のときも、産前産後免除が優先されます（平30・12・6年管管発1206第1号）。